

1 ■106■ 供述証拠の意義

- 2 ・伝聞法則は、受験生が最も苦手とする分野の一つであり、したがって、各種試験には必
3 ず出るところである。特に司法試験では、毎年のように論述試験で出されてきたし、論
4 述試験で出ないときは（も）短答試験で出ている。伝聞法則を使いこなせないものに明
5 日はないと思え！
- 6 ・まずは、「供述証拠」という特殊概念をしっかり理解しよう。これが全ての出発点。人の
7 口から発された言葉の全てが「供述証拠」になるわけではない、何を証明するのか、つ
8 まり要証事実は何かによって、同じ発言でも供述証拠になったりならなかったりする。
9 この、「要証事実との関係で供述証拠か否かが決まる」という仕組みに慣れること！

12 ■107■ 伝聞法則・伝聞証拠の意義

- 13 ・お次は、「伝聞証拠」の定義。
- 14 ・伝聞か非伝聞かを区別する基準を頭に叩き込んでおくこと。そのうえで、この基準を具
15 体例にあてはめ、確実に事例処理できるようになっておくこと。
- 16 ・犯行メモに関する裁判例は独自の理屈を用いているものが多いので、要注意。ふりまわ
17 されずに、まずは自分なりに説を構築すること。そして、「犯行メモ」と便宜上言っている
18 が、どのような経緯によってその「犯行メモ」は伝聞になったり非伝聞になったりする
19 し、また、要証事実によっても変わってくるから、「犯行メモの場合は、常にこう結論
20 すればよい」と単純化しないこと。

22 ●伝聞証拠とは、反対尋問を経していない供述証拠であることを強調すると、主尋問後に証
23 人が所在不明になるなどの事情により反対尋問を経していない証人の証言は、反対尋問を
24 経ておらず、伝聞証拠に当たることになるから、証拠能力を否定する見解に結びつく。

25 （司）

26 ●「公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供
27 述を内容とする供述を証拠とすることはできない」という刑事訴訟法第320条第1項の
28 文言を言葉どおりに解釈すると、主尋問後に証人が所在不明になるなどの事情により反
29 対尋問を経していない証人の証言の証拠能力を否定する見解に結びつく。（司）

30 ●裁判官が証人の証言態度等を直接観察していることを重視すると、主尋問後に証人が所
31 在不明になるなどの事情により反対尋問を経していない証人の証言の証拠能力を否定す
32 る見解に結びつく。（司）

33 ●証人は、宣誓をしており、偽証罪による制裁という威嚇がある下での供述であることを
34 重視すると、主尋問後に証人が所在不明になるなどの事情により反対尋問を経していない
35 証人の証言の証拠能力を肯定する見解に結びつく。（司）

36 ●家庭裁判所の少年審判は、非行事実につき争いがある場合には、成人の刑事事件と同様
37 に、伝聞法則の適用がある。（司）